

令和7年度 生徒指導規程

呉市立昭和北中学校

【目 的】

この規程は、本校の教育目標を達成するためのものであり、安全・安心で自主的・自律的に充実した学校生活を送り、希望進路を実現させる、という観点から必要な事項を定めるものです。

【学校教育目標】「未来を拓く人間の育成」

【生徒指導キャッチフレーズ】

- ・ 服装違反0（ゼロ）の定着
 - ・ 時間を守る
 - ・ 気持のよい挨拶
- } 入学・入社試験に行く時を意識しよう。

【学校生活に関すること】

1 服 装（違反の場合は、保護者に協力を求め、改善させる。）

服装の移行期間を定めないため、気候に応じて冬季・夏季の服装を各自で判断する。

時期を問わず、換気や空調により、体温調整のためのウインドブレーカー着用を可能とする。

（1）冬 季

①制服

学校が認めた以下のものとする。

黒の『標準型』の学生服と学生ズボン。標準の型で、学校が認めたもの。

紺のダブルジャケット（標準型）と同色のプリーツスカートもしくはスラックス。

生徒本人と保護者と相談し、選択して着用可能。時期に応じて着用も可能。

スカートのたすきは必要に応じて付ける。スカート丈はひざが隠れる程度。

②長袖カッターシャツ

・ 学校指定（校章付き）のものを着用する。

・ 必ず第一ボタン、袖口のボタンをはめる。

③セーター・カーディガン・ベスト

・ 寒いときには上着の下に着用してもよい。その場合、上着を着た時に見えないものにする。

・ 無地で、色は黒・紺・白・グレー。

※セーターだけで校内を歩いてはいけない。メリハリのある清楚な服装で生活すること。

④学校内のウインドブレーカーの着用

・ 体温調節のため、学校指定のウインドブレーカー（上着のみ）を着用してもよい。ただし、冬季の制服をウインドブレーカーの下に着用しておくこととする。

（2）夏 季

・ 白のカッターシャツ（半、長袖）またはポロシャツまたは開襟シャツと黒学生ズボン。

・ 白のカッターシャツ（半、長袖）またはポロシャツまたは開襟シャツと紺のスカート。

・ 白のカッターシャツ（半、長袖）またはポロシャツまたは開襟シャツとスラックス。

・ 白シャツ、ポロシャツ、開襟シャツは学校指定（校章付き）のものを着用する。

・ 下着シャツ（肌着）は衛生上必ず着用する。

・ 袖を折って着こなすときには、肘が見える位置まで折ること。（七部丈等は禁止する）

※メリハリのある清楚な着こなしをすること。

2 その他身につけるもの

(1) 通学靴

- ・白を基本とする運動靴。(厚底・ハイカットは禁止)
- ・くつのどこかに黒マジックで名前を記入する。かかとを踏まずに着用する。

(2) 上履き, 体育館シューズ

- ・学校指定のもの。(1年生は青色, 2年生は赤色, 3年生は黄色)
- ・くつのかかとの中央に黒マジックで名前を記入する。かかとを踏まずに着用する。
- ・上履きへの落書きは禁止とする。

(3) 靴 下

- ・白・黒・紺のソックス。(ルーズソックスやメッシュ, くるぶしが見える極端に短いものは禁止。ワンポイントはよい。)

(4) ストッキング, タイツ, レギンス (冬季のみ)

- ・色は黒色 or 肌色で, 無地のもの。
- ・ストッキング or タイツの時, 靴下を履いても履かなくてもよい。

※スカートの下に, ウインドブレーカーのズボンや体操服の長ズボンを履いてはいけない。

3 体操服

- ・すべて学校指定のものを着用する。(1年を通し, ジャージを着用してもよい)
- ・休日や休業日に部活動で登校するときは, 体操服または部活動の服装でもよい。

4 頭 髪(爽やかな印象を与えるため)

- ・中学生らしい髪型にする。
- ・整髪料を使わない。
- ・前髪は眉毛にかからない程度とする。横, 後ろの長さは肩にかからないようにする。
それ以上伸ばす時は, 黒のゴムで耳の高さあたりで結ぶ。

※必要以上にピンをつけない。(飾りピンはつけない。)

- ・髪を変色, 脱色させない。

※違反があった場合は, 保護者に連絡及び協力を求める。

5 名 札

- ・学校指定のものを, 左胸につける。
- ・登校して, 教室で付ける。下校時には外し, 教室で保管する。(自分の机等に置いて下校する)

6 ベ ル ト

- ・学生ズボン, スラックス使用時は必ず着用する。色は黒・紺一色。

※柄模様, ビスなど装飾がついているもの, 2穴式等は不可。

7 手 袋・マフラー・ネックウォーマー・スヌード

- ・登下校時のみ着用できる。校舎内では着用しない。下足場で脱着する。
- ・保健体育の授業では, 時期に応じて保健体育科から着用等の案内をします。
- ・ニット帽は禁止とする。

8 登下校

- ・朝 8 時 2 0 分までに教室に着席しておく。

- ※ 8 時 1 5 分までには下足場を通過し、余裕を持って朝読書の準備をする。

- ・欠席や遅刻をするときは、8 時 3 0 分までに保護者が t e t o r u に入力をする。
- ・原則として、第 1 通学バッグ（背負い）を持参する。入りきらない場合は、補助バッグを持参してもよい。（指定されない限り、補助バッグだけの登校は禁止）
- ・自転車通学は許可された人のみできる。交通ルールを守り、ヘルメットを正しく着用して登下校する。
- ・バス通学者は他のお客さんに迷惑をかけないように、マナーやエチケットを守る。
- ・完全下校時間 4 月～9 月…18:00 10, 11※, 3 月…17:30 12, 1, 2 月…17:00

- ※呉・賀茂地区新人大会終了後は 17:00 とする。

- ※原則として、下校 1 5 分前に部活動を終了させること。

- ※完全下校の時刻と期間は、日没の状況により変更もあります。

水曜日は、部活動休養日のため 16:00（大会・コンクール等の前は、1 時間程度の活動可能）

9 始 業

- ・始業のチャイム 2 分前までに教室に入り、席に着いておく。（着ベルの徹底）
- ・特別教室等への移動はチャイムになる前に必ずすませておく。（着ベルの徹底）

10 職員室の入退室について

- ・かばん等は背負わず、下ろして入室する。
- ・ドアを 3 回ノックし、戸を開けて入室し、戸を閉めて赤いラインで止まる。
「失礼します」と言い、4 秒礼を行う。
- ・「〇年〇組の〇〇です。〇〇先生に用事があってきました。」とはっきり告げる。
用件を済ませ、「失礼しました」と言って 4 秒礼後に退室する。（常に赤い線で行う）

11 忘れ物

- ・原則として、忘れ物は家に取りに帰らない。

12 不要物について

- ・学習に必要なもの（例：雑誌・マンガ・トランプ・携帯電話・スマホ・その他の遊び道具・間食など）は一切持ってこない。

※見つけた場合には教職員が預かり、保護者に連絡して来校していただき返却する。

13 保健室の利用

- ・保健室を利用する場合には、次のルールを守って利用すること。

（１）先生に連絡してから来室すること。

授業の先生（部活動のときには顧問の先生）に必ず連絡してから来室する。授業の先生がおられない場合は、担任の先生かクラスの生徒の学年の先生に連絡をする。授業中に利用をする場合は、授業の先生に「保健室利用カード」をもらい、保健室に持参する。

（２）休養は 1 日 1 時間までとすること。

養護教諭が休養の必要ありと判断した場合には、1 日 1 時間まで休養できる。回復しない場合には、早退の手続きをとる。回復した場合でも、原則として、その日の部活動への参加はできない。

(3) 原則として、一人で来室すること。

大勢で来室しない。保健室へは、クラス、名前、用件を言ってから、シューズを脱いで入る。
脱いだシューズは、保健室前にそろえておく。

(4) 保健室利用後は、「保健室来室カード」を授業の先生に渡すこと。

(5) 保健室のものを使いたいときには、必ず養護教諭の許可をとること。

14 掃 除

- ・素早くきれいにし、掃除道具は大切に扱う。
- ・掃除が済んだら代表者が担当の先生に必ず報告に行き、全員で点検を受ける。

15 公共物

- ・公共物は大切に扱う。
- ・破損があった場合は、原因によっては保護者連携の後、弁償を求める場合がある。

16 盗難予防

- ・むやみに他の教室に出入りしない。他学年の階にも行かない。
- ・放課後の部活動の時は、荷物を部室におくか、まとめて活動場所の近くにおく。
- ・朝礼の時や教室移動の時は、係の生徒が必ず戸締まりをする。
- ・不要なお金や貴重品を持ってきてはいけない。やむを得ず持ってきたときは、朝すぐに先生にあずける。

17 お金の貸し借り

- ・生徒同士でお金の貸し借りはしない。どうしても必要なときは、先生に相談する。

18 給 食

- ・自分の教室の自分の席で昼食をとる。
- ・当番の人は、食器、おぼん、給食、牛乳を取りに行き、昼食後、13:20までに給食容器等を返すこと。
- ・当番は必ず、エプロン・三角巾・マスクを着用すること。
- ・当番以外の方は手洗い・トイレを終えてA棟、B棟、AB棟で静かに過ごし、12:45になったら教室前廊下で待機する。水曜日のみ図書室も利用しても良い。

19 その他

- ・くつ、上履き、体育館シューズの区別をはっきりつけ、土足禁止区域を守る。
- ・廊下・階段を走ってはいけない（事故防止のため）。
- ・不必要なものを身につけない。
(リップクリームや制汗剤、日焼け止めは、無香性のものだけ使用できる)
- ・ピアス、ネックレス(チタンなどのネックレスも禁止)等の装飾品はつけない。
- ・化粧や眉・まつ毛の加工をしない、マニキュア、ペディキュア等をしない。
- ・通学バックにキーホルダー等のかざりはつけない。
- ・手首に不要な髪留めをつけない。
- ・足首の装飾品は、つけない。

【校外の生活に関すること】

1 外出

- (1) 外出するときは、保護者に外出先、一緒に行く人、帰宅時間などを告げる。
- (2) 地域に迷惑をかけるような行動は絶対に禁止。
- (3) 保護者の許可なく、繁華街を歩き回ったり、飲食店やカラオケボックスに生徒だけで入ることは禁止。
- (4) 日没後の外出は保護者同伴以外は禁止。塾などの時は、寄り道やおしゃべりをせず、迎えにきてもらうなどして、事故や事件に巻き込まれないように気をつける。
- (5) 保護者の許可なく、友人の家への外泊は禁止。
- (6) 保護者が留守の家に行って遊んだりしない。生徒同士で集まりを計画するときは保護者の許可を受けること。
- (7) 酒・タバコ・薬物などはすすめられても強い意志で断り、絶対に手を出さない。また、万引きなど触法行為は絶対に禁止。
- (8) アルバイトは禁止だが、やむを得ない事情がある時は、担任に申し出て学校長の許可を受ける。
- (9) 課業日には、他校へ行かない。

2 携帯電話・スマホなど

- (1) 携帯電話・スマホ、タブレット端末に関わるトラブルや犯罪も激増している。家庭で使用上のルール（使用時間帯など）を決め、フィルタリングなどで有害なサイトにつながらないようにしたりして、自己防衛すること。
- (2) ラインやメール等で悪口を送信したり、画像を勝手に流したりすると犯罪になるので、絶対に禁止。
- (3) 携帯電話・スマホ以外の通信機器（パソコンやゲーム機など）についても、正しい使い方をし、被害者・加害者にならないようにすること。

特別な指導について

安全・安心な学校生活を送るため、また、生徒の希望進路を実現させるために、万が一のような行動があった場合は、特別な指導を行います。

問 題 行 動	指 導 規 程
無断遅刻	・ 2回目以降、学年教員で指導し、保護者と連携する。 ・ 月5回以上は保護者連携を通して、改善策を検討する。
授業妨害 (私語や立ち歩き等) エスケープ	・ 別室にて指導・事情聴取を行う。指導記録表を記入する。 ・ 本人を指導後、保護者と連絡を図り、家庭での指導と協力を求める。 * 改善が見られない場合や目に余る場合は、別室での特別な指導を行う。
頭髮違反等	・ 保護者に連絡及び協力を求める。 ・ 染色等を直した後、再び色が目立ってきた場合、すぐに直させる。 ・ 化粧についてはすぐに落とさせる。難しい場合には、保護者に協力を求め、改善させる。 * 原則、髪型や染色・化粧等については、別室での指導を行う。 * 指導が入らず、改善が見られない場合には、保護者に来校を求める。
服装違反	・ 着替え等を要する違反は保護者に協力を求め、改善させる。 ・ 1日に何回も指導される生徒は、放課後、学年教員の指導を受ける。 ・ 度重なる場合は保護者に来校を求め、家庭での指導と協力を求める。 * 目に余る服装違反については、保護者と連携を行い、協力を求める。
携帯電話等	・ 学校で預かり、保護者に連絡後、家庭での指導と協力を求め、保護者に直接手渡す。* 別室での特別な指導を行い、事情聴取をする場合もある。
タブレット	・ タブレット使用のきまりに違反する行為や先生の許可なしに使用があった場合は、学校で預かり、保護者に連絡後、家庭での指導と協力を求め、返却する。 1回目注意⇒2回目一時預かり⇒3回目複数の教員による指導 ・ 2回目以降は保護者に来校を求め、家庭での指導と協力を求める。
不要物・間食 (ガム・アメ等)	・ その場での指導と持ち物の確認後、返却するか学校で処分して良いかを保護者に確認する。返却は保護者に限る。 * 改善が見られない場合には、別室での特別な指導を行う。
万引き、飲酒、喫煙等の触法行為で 関係機関からの補導 や校内での発覚	<関係機関に補導された場合> ・ 保護者に迎えに行ってもらふ。保護者がどうしても迎えに行けない場合は教職員が迎えに行き、学校で事実確認等を行う。保護者に来校を求め、家庭での指導と協力を求める。別室での特別な指導を行い、反省が十分と判断されたら授業に入れる。
非常ベルのいたずら	・ 全校生徒を避難させ、誤作動・いたずら等の確認を行う。 ・ いたずらの場合、保護者と連絡を図り、家庭での指導と協力を求める。 * 当人不明の場合、情報収集を行った後、指導を行う。度重なる場合は、別室

	での特別な指導を行い保護者に来校を求める。
器物破損 落書き	・故意による破損は学年教員で指導するとともに保護者に来校を求め、破損状況の確認の後、弁償・現状復帰を求める。 * 当人不明の場合、情報収集を行った後、指導を行う。なお、重大な場合は、警察に届け出る。
生徒間暴力	① 事情聴取後、保護者に来校を求める。確認後、本人・保護者ともに被害生徒の家又は学校で謝罪の会を行う。 ② 別室での特別な指導を行い、指導記録表を記入し、反省が十分と判断されたら授業に入れる。 ③ 観察結果により、再発防止の観点から、必要に応じて、教室・別室での特別な指導を行う。 * 悪質な場合や暴力行為が重なった場合は、警察への通報もあり得る。
対教職員暴力 (暴言も含む)	① 事情聴取後、保護者に来校を求める。確認後、本人・保護者ともに被害教職員に謝罪する。 ② 別室での特別な指導を行い、指導記録表を記入し、指導反省が十分と判断されたら授業に入れる。観察結果により、再発防止の観点から、必要に応じて、教室・別室での特別な指導を行う。 * 悪質な場合や暴力行為が重なった場合は、警察への通報もあり得る。
い じ め	・双方及び周りの生徒から聞き取り調査を行い、事実確認を行う。確認後、加害生徒の保護者に来校を求め、説明する。 ・加害生徒・保護者ともに被害生徒の家又は学校で謝罪の会を行う。 ・反省が十分と判断されたら授業に入れる。 * 悪質な場合やいじめが収まらない場合は、重大事案として関係機関との連携や警察への通報もあり得る。
他校へ訪問	・教職員が本人を引き取り、学校へ連れて帰る。 ・事情等を確認し、指導する。 ・保護者と連携し、再発を防止する。

※みんなが安心して授業を受けられ、学校生活を送れるように教職員の指導には従いましょう。

